

中小企業公害防止設備資金 借入れに対する利子補給制度

対象事業

- 1 ばい煙、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、光害などの公害を防止するために必要な施設、機械、器具、装置または工作物の購入、設置、改善または修理
- 2 所有するディーゼルトラックやバスの廃車に伴う同等程度の低公害車または九都県市指定低公害車への買換え

対象事業所

次の要件にいずれも該当する中小企業者

- ・市内に住所があり、原則として市内の同一場所で同一事業を引き続き1年以上行っている者
- ・事業税と市民税を滞納していない者

利子補給の内容

融資金額の合計が2千万円以内で、令和6年1月から12月までに支払いを行った利子のうち3分の2（年利2%以内）

※ただし、償還開始の日から起算して7年以内にかかる利子に限る

申請期間

令和7年1月6日(月)から2月28日(金)まで

※土曜日・日曜日、祝日は除く

申請方法

交付申請書と交付申請書に記載されている添付書類を、市役所第二庁舎2階環境政策課窓口へ提出してください。

【申請先・お問い合わせ】

三鷹市生活環境部環境政策課

〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号

電話0422-29-9612